

新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成24年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第100号の一部を次のとおり改める。

平成25年2月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成25年1月23日

政治団体の名称 さかた光子後援会

（報告年月日平成24年3月30日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	915,773 円	858,710 円
5 支出の内訳		
経常経費	915,773 円	858,710 円
備品・消耗品費	131,096 円	74,033 円
合 計	915,773 円	858,710 円